

## 入札説明書

盛岡森林管理署が発注する盛岡森林管理署舎屋根外壁改修工事に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公 告 日 令和7年9月16日

2 契約担当官 分任支出負担行為担当官 盛岡森林管理署長 山口 孝

### 3 工事概要

- (1) 工事名 盛岡森林管理署舎屋根外壁改修工事  
(2) 工事場所 岩手県盛岡市北山2丁目2-40  
(3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり  
(4) 工期 契約締結日の翌日から令和8年1月20日まで  
(5) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。  
(6) 本工事は、入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札に代えることができる。

ア この申請の窓口及び受付時間は次のとおりとする。

#### (ア) 受付窓口

〒020-0061 岩手県盛岡市北山2丁目2-40  
盛岡森林管理署 総務グループ  
電話：019-663-8001

#### (イ) 受付時間

令和7年9月17日（水）から令和7年10月1日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

イ 電子入札システムで使用できるICカードは、一般競争（指名競争）入札参加者申請により申請を行い、承認された競争参加有資格者でICカードを取得し、林野庁電子入札システムに利用者登録を行ったICカードとする。

### 4 競争参加資格要件等

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号（以下「予決令」という。））第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 東北森林管理局における「建設工事」の「土木一式工事」又は「建築一式工事」の

一般競争参加資格の認定を受けている者(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北森林管理局の一般競争参加資格の再認定を受けた者であること。)で、「土木一式」又は「建築一式」の等級格付がC等級又はD等級に格付けされていること。

(3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 平成22年4月1日以降に元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)。

なお、各森林管理局・署等が発注した工事で、工事成績評定を受けている工事にあっては、その評定点が65点未満のものは実績として認めない。

経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

同種工事：類似施設の新営（新築又は増築）工事、改修工事の施工実績を有すること。

(5) 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を、当該工事に配置できること。

ア 1級若しくは2級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「同等以上の資格を有する者」とは、2級建築士以上の資格を有する者を言う。

イ 平成22年4月1日以降に、上記(4)に掲げる同種の工事経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)。

なお、各森林管理局・署等発注の工事でかつ、工事成績評定を受けている工事にあっては、その評定点が65点未満のものは実績として認めない。

ウ 監理技術者が必要となる工事にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

エ 主任技術者又は監理技術者が必要となる工事にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が技術提案書の受付日以前に3ヶ月以上ある者。

オ 経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できることとし、うち1人が上記の要件を満たしていること。

(6) 競争参加資格確認申請書(競争参加資格確認資料を含む。以下、「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札までの期間に、東北森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 各森林管理局・署等が発注した建築工事で、次のすべての事項を満たしていること。

ア 令和5年度から令和6年度の過去2年度に完成・引渡しが完了した工事の実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均が65点未満でないこと。

なお、当該年度は、工事の終日(工事期限)が属する日によって判断するものとする。

イ 令和6年4月1日以降に、調査基準価格を下回る価格をもって契約し完成・引渡

しが完了した工事がある場合においては、当該工事成績評定点が 65 点未満でないこと。

ウ 経常建設共同企業体にあっては、当該経常建設共同企業体の実績及び工事成績評定点とし、当該経常建設共同企業体としての実績がない場合は、実績のあるすべての構成員が上記の要件を満たしていること。

(8) 上記 3 に示した工事に係る設計業務等の受託者はなし。

(9) 建設業法に定める本社、支店又は営業所に基づく営業所等の所在地が岩手県内に所在すること。また、経常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。

(10) 法令等の規定により許認可を受けて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可を受けている者であること。

ア 建設業法の許可について

建設業法第 3 条第 1 項に基づき、「土木工事業」又は「建築工事業」の許可を受けている者。

イ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に係る登録について  
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 21 条により、岩手県知事の登録を受けている者。

(11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

(イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 一方の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(同条同項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ただし、会社等の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ① 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ② 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ③ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
- ④ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

- イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
  - ウ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
- イ) 組合の理事
- オ) その他業務を執行する者であって、ア)からエ)までに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同一視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (12) 次の事項に該当しない者であること。
- ア 不誠実な行為の有無
- 請負契約の履行が不誠実、下請契約関係が不適切、警察当局による公共工事からの排除要請等。
- イ 経営状況
- 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止処分等。
- ウ 安全管理の状況
- 事故等に基づく指名停止、労働基準監督署からの指導を受け、改善を行っていない等。
- エ 労働福祉の状況
- 賃金不払い等による労働基準監督署からの指導を受け、改善を行っていない、退職金共済契約の締結を行っていない等。
- (13) 当該工事の施工計画に係る資料等が適正であること。
- その記載内容が適正でない(未記載を含む)場合又は未提出の場合は入札参加を認めない。
- (14) 当該工事の入札説明書及び見積りに必要な図書等を電子入札システムからダウンロードしない者又は発注者の指定する方法での交付を受けていない者は、入札参加を認めない。
- (15) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成20年3月31日付け19東経第178号局長通知)に基づき、警察当局から当局長(署長、支署長含む)に対し、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (16) 以下に定める届出をしていない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。
- ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
- イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
- ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

## 5 競争参加資格の確認

(1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。

この場合において、上記4(1)、及び(3)から(15)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において上記4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において上記4(2)に掲げる事項を満たしていかなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

### (2) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

申請書の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。ただし、紙入札による場合は、事前に承諾を得た承諾書を添付して、郵送等（配達証明ができるものに限る。以下同じ。）又は持参により、締切日時まで必着で2部提出すること。

#### ア 電子入札システムによる場合

##### (ア) 提出期間

令和7年9月17日（水）から令和7年10月1日（水）まで（休日等を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

##### (イ) 提出方法

電子入札システム申請方法に基づき提出すること。

技術提案書等の合計ファイル容量が10MBを超える場合には、原則として電子メール（電子メール送信容量は1通につき7MB以内とする。以下同じ。）で提出すること（提出期限必着）。この場合、必要書類の一式を電子メールで送付するものとし、次の内容を記載した書面（様式は任意）を、電子入札システムにより技術提案書等として送信すること。

- ・ 電子メールで提出する旨の表示
- ・ 電子メールで提出書類の目録
- ・ 電子メールで提出書類のページ数
- ・ 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

なお、送付先は次のとおりとする。

- ・ 盛岡森林管理署 総務グループ

電話：019-663-8001

メールアドレス：[t\\_morioka@maff.go.jp](mailto:t_morioka@maff.go.jp)

##### (ウ) ファイル形式

電子入札システムによる提出資料のファイル形式は、次のいずれかの形式によるものとする。

- ・ Microsoft Word
- ・ Microsoft Excel
- ・ その他のアプリケーションPDFファイル
- ・ 画像ファイル（JPEG形式又はGIF形式）
- ・ 圧縮ファイル（LZH形式又はZIP形式）

イ 紙入札方式により持参する場合

（ア） 提出期間

令和7年9月17日（水）から令和7年10月1日（水）まで（休日等を除く。）  
の午前9時00分から午後5時00分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

（イ） 提出場所

上記3(6)ア(ア)と同じ。

(3) 申請書及び資料は、別添「技術資料作成要領」に従い作成すること。

なお、資料の提出は下記のとおりとする。

ア 令和5・6年度東北森林管理局における「建設工事」の「土木一式工事」又は「建築一式工事」の一般競争参加資格の確認を受けている者で、「土木一式」又は「建築一式」の等級格付がC等級又はC等級の等級に格付けされていることを証明する競争参加資格確認通知書の写し。

イ 本店、支店又は営業所等の所在地が岩手県内であること及び建設業法等に基づく許可及び登録事業者であることを証明する許可書等の写し。

ウ 当該工事内容と同等以上の工事実績があることを証明する契約書及び設計図書等の写し。

エ 配置予定技術者が、建設業法に規定する主任技術者であることを証明する資格証明書等の写し。

オ 上記エで配置を予定する技術者が、直接的かつ恒常的な雇用関係が、資料受付日以前に3ヶ月以上ある者であることを証明する雇用保険証等の写し。

カ 工事成績評定の状況

森林管理局・署等発注工事の施工実績があり、かつ工事成績評定を受けている者にあっては、過去2年度の工事成績評定に係る通知書の写しを添付すること。

(4) 資料作成説明会

資料作成説明会については、原則として実施しない。

(5) 資料の提出がない場合（必要書類の提出不足等も含む）又は資料の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。

(6) 競争参加資格の確認は、資料の提出期限の日をもって行う。

(7) 上記4(16)競争参加資格アからウまでの届出の義務を履行しているか否かを確認するため、総合評定通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定するもので、申請日直近のもの）の写し等を提出すること。

(8) その他

- ア 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- エ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。  
ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官等が承認した場合においては、この限りではない。

## 6 競争参加資格の通知等

- (1) 申請書及び資料の提出者については、競争参加資格の確認結果を申請書及び資料の提出期限から7日以内に、電子入札システムにより通知する。ただし、事前の承諾を得て紙入札とした者には、書面により通知する。
- (2) 競争参加資格の無かった者に対しては、理由を付して通知する。
- (3) 通知結果に対して不服がある者は、盛岡森林管理署長に対して、次に従い書面により理由についての説明を求めることができる。
  - ア 受付期限  
通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内。
  - イ 提出先  
上記3(6)ア(ア)と同じ。
  - ウ 受付時間  
休日等を除く午前9時00分から午後5時00分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。
  - エ 提出方法  
原則として電子メールによる（提出期限必着）。  
ただし、事前の承諾を得て紙入札とした者は、代表者又はそれに代わる者が持参すること。
- (4) 森林管理署（支署）長は、(3)に掲げる理由についての説明を求める書面を受取った日の翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内に書面により回答する。

## 7 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は任意）により提出すること。
  - ア 受領期限 令和7年9月17日（水）から令和7年10月17日（金）まで。  
持参する場合は、上記期間の休日等を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。
  - イ 提出場所 上記3(6)ア(ア)と同じ。
  - ウ 提出方法 書面は持参又は郵送することにより提出するものとし、電送によるものは受け付けない。
- (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供するとともに、東北森林管理局ホームページに掲載する方法により公表する。

[https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/nyuusatu\\_osirase/nyusatusetsumei\\_shitsumon\\_kaitou.html](https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/nyuusatu_osirase/nyusatusetsumei_shitsumon_kaitou.html)

## 8 入札及び開札の日時、場所等

入札書は、電子入札システムを用いて提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、入札書は紙により封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名、工事名を記載して持参すること。郵送等による提出は認めない。

- (1) 電子入札システムによる入札の締め切りは、令和7年10月23日（木）午後5時0分とする。ただし、電子入札システムによる入札の受付開始の時期は、令和7年10月21日（火）の午前9時00分からとする。
- (2) 紙入札により入札をする場合は、令和7年10月24日（金）午前10時00分までに盛岡森林管理署会議室へ入札書を持参すること。
- (3) 開札は、令和7年10月24日（金）午前10時00分に盛岡森林管理署会議室にて行う。ただし、入札及び開札日時に変更等がある場合は、変更公告、競争参加資格確認通知書等により変更後の日時等を通知する。
- (4) 紙入札による競争入札の参加に当たっては、入札の執行に先立ち、分任支出負担行為担当官が競争参加資格があることを確認した旨の通知書の写しを提出すること。  
また、入札への直接参加者が代理人である場合は、任意の様式によりその旨が確認できる委任状を提出すること。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、当該電子入札システムに接続している機器の前で暫く待機すること。  
なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況等を電話等により連絡する。
- (7) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

## 9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 納付する。

ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、本工事に係る契約保証金の額は、請負代金額の10分の1以上とする。

- (4) 落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するた

めに用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。

契約情報及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供する。

※電子証書等電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により発行された保証書又は証券をいう。

※電子証書等閲覧サービス電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。

※契約情報電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。

※認証情報電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。

前払金の保証について、前払金の保証に係る保証証書の寄託については、原則として、受注者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書（電磁的記録により発行された保証証書をいう。以下同じ。）を閲覧するために用いる保証契約番号及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該保証契約番号及び認証情報を用いて当該電子証書を閲覧する。

保証契約番号及び認証情報を用いて当該電子証書を閲覧する。

## 10 工事費内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を、以下により電子入札システムを用いて提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得て紙入札とした場合は、入札書とともに持参すること。

工事費内訳書の様式は任意であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。

### ア 電子入札システムによる場合

(ア) 提出期間

8(1)と同じ期間に、入札書とともに提出すること。

(イ) 提出方法

電子入札システムの工事費内訳書添付フィールドに工事費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。

ただし、工事費内訳書のファイル容量が10MBを超える場合には、工事費内訳書についてのみ必要書類の一式を郵送等又は持参により提出するものとし、電子入札システムとの分割提出は認めない。また、10MBを超えるため郵送等又は持参する場合は、次の内容を記載した書面（様式は任意）を、電子入札システムにより工事内訳書として送信すること。

- ・ 電子メールで提出する旨の表示
- ・ 電子メールで提出する書類の目録
- ・ 電子メールで提出する書類のページ数
- ・ 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

なお、送付先は、上記3(6)ア(ア)に同じ。

(ウ) ファイル形式

電子入札システムによる工事費内訳書のファイル形式は、5(2)ア(ウ)と同じ形式で作成すること。

イ 紙入札方式による場合

(ア) 提出期間

入札の締め切り日時となる8(2)と同じ日時及び場所に、入札書とともに持参すること。

(イ) 提出方法

工事費内訳書は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名又は自筆署名の上、入札書とともに提出すること。

(2) 提出された工事費内訳書は返却しない。

(3) 分任支出負担行為担当官等（これらの補助者含む。）は、入札参加者が提出した工事費内訳書について説明を求めることがある。

(4) 数量、単価、金額等が明らかでない場合及び工事費内訳書が別表各項に掲げる場合に該当するものについては、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

(5) 提出された工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

別 表

1. 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合 (2) 内訳書とは無関係な書類がある場合 (3) 他の工事の内訳書である場合 (4) 白紙である場合 (5) 内訳書が特定できない場合 (6) 他の入札参加者の様式を入手し使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1) 内訳書の記載が全くない場合 (2) 入札説明書又は指名通知書に指示された事項を満たしていない場合
3. 添付されるべきではない書類が添付されている場合	(1) 他の工事費内訳書が添付されている場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合 (2) 発注案件名に誤りがある場合 (3) 提出業者名に誤りがある場合 (4) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合	

11 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、林野庁電子入札システム運用基準に定

める立会官を立ち会わせて行う。

紙入札方式による場合は、競争参加者又はその代理人が立ち会い行うものとする。なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせ開札を行う。

## 12 入札の無効

入札公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札説明書並びに競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効な入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札時点において4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

## 13 落札者の決定

落札者の決定は、本公告に示した工事を履行できると分任支出負担行為担当官が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## 14 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばない（契約解除する）ことがある。

なお、実際の工事に当たって請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合で、以下に示す事情が発生したときは、発注者との協議により技術者を変更できるものとする。

- (1) 病休、退職、死亡、その他の事由等の場合。
- (2) 請負者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が生じ、工期が延長された場合。
- (3) 工場から現地へ工事の現場が移行する時点（橋梁等工場製作を含む工事の場合）
- (4) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合（大規模な工事の場合）。

いずれの場合であっても交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、技術者の資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

## 15 契約書の作成等

- (1) 契約の相手方が決定したときは、決定してから遅滞なく、別冊契約書（案）に基づき契約書を作成するものとし、落札者が決定した日から起算して7日（休日等を除く。）以内に契約を締結するものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が

契約書に記名押印し、さらに、分任支出負担行為担当官等が当該契約書の送付を受けて、これに記名押印するものとする。

- (3) (2)の場合において、分任支出負担行為担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語、日本国通貨に限るものとする。
- (5) 分任支出負担行為担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

## 16 支払条件

- (1) 前金払 有
- (2) 中間前金払及び部分払 有（落札者の選択事項である。）
- (3) 低入札価格調査を受けた者に係る契約保証金及び甲の解除権行使に伴う違約金の額については、工事請負契約約款第4条第3項中「10分の1」を「10分の3」に、第6項中「10分の1」を「10分の3」に、第55条の2第1項中「10分の1」を「10分の3」に読み替えるものとする。

また、前金払については、工事請負契約約款第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」に、第6項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、第7項及び第8項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に、読み替えるものとする。

## 17 その他

- (1) 入札参加者は、競争契約入札心得及び契約書(案)を熟読し、東北森林管理局競争契約入札心得を遵守すること。  
<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/manual/index.html>
- (2) 技術提案書に虚偽の記載をした場合においては、工事請負契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、技術提案書に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (4) 電子入札システム

ア 電子入札システムは、休日等を除く9時から17時まで稼働している。

イ 電子入札システム操作上の手引き書としては、林野庁発行の「電子入札の手引き」を参考とすること。

ウ 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は、次のとおりとする。

### 【システム操作・接続確認等の問い合わせ先】

農林水産省電子入札ヘルプデスク

受付時間：9時から16時

電話番号：048-254-6031

FAX番号：048-254-6041

E-mail : help@maff-ebic.jp

エ 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合は、通知、通知書及び受付票を送信時に発行するので、必ず確認を行うこと。

(5) 標準仕様書等

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築木造工事標準仕様書」、「建築物解体工事共通仕様書」を参照すること。

(6) 下請契約等からの社会保険等未加入建設業者の排除等

工事の施工のために下請契約を締結する場合、受注者は、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方にはできない。